申告フローチャート

スタート

令和８年１月１日現在、阿南市に居住していましたか？

- いいえ → 阿南市への申告は必要ありません。令和８年１月１日に居住していた市区町村へお問い合わせください。
- はい ↓

税務署で所得税の確定申告をしますか？

- はい → 税務署から市に確定申告書の情報が連携されますので、市・県民税の申告をする必要はありません。
- いいえ ↓

令和７年１月１日から令和７年１２月３１日までの間に、何か収入がありましたか？

- いいえ → **市・県民税の申告が必要な場合があります。**

  ①所得証明書等が必要な方

  ②国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の税額や区分の算定、医療助成制度等行政サービスの提供を受けるために所得確認が必要となる方

  市・県民税の申告書の裏面右下「令和７年中に収入のなかった方は次の該当する項目に記入してください」の欄に必要事項を記入して提出してください。
- はい ↓

障害年金、遺族年金、失業給付金などの非課税所得以外に収入がありましたか？

- いいえ → **市・県民税の申告が必要な場合があります。**（上記①②）
- はい ↓

どんな収入がありましたか？

給与収入がある

収入は１か所からの給与のみでしたか？

- いいえ → 主な給与以外の所得が２０万円を超えますか？（給与の場合は収入）
  - はい → 給与収入の合計額から、所得控除の合計額（雑損・医療費・寄附金・基礎控除を除く）を差し引いた金額が１５０万円以下で、かつ、所得の合計額（給与・退職所得を除く）が２０万円以下ですか？
    - はい → **市・県民税の申告が必要な場合があります。**

      課税対象となる場合（扶養等の条件によって変わりますが合計所得金額が38万円超ある場合）、市・県民税申告が必要です。
      課税の有無を判断するため、市・県民税申告をお願いします。
    - いいえ → **確定申告が必要です。** 税務署や市の申告相談会場で申告できます。
  - いいえ → **市・県民税の申告が必要な場合があります。**（上記）
- はい ↓

医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など追加する控除はありますか？

- はい → 申告の義務はありませんが、申告することにより、所得税の還付等を受けることができる場合があります。
- いいえ → **申告は不要です。**

営業・農業・不動産・一時・雑所得等の所得がある

申告が必要です。
所得金額の合計や控除額の合計により、確定申告または市・県民税申告のいずれかの申告が必要になります。
（収支内訳書を事前に作成してください）

ご注意ください

収入の種類を問わず、下記に該当する方は税務署で申告してください。
- 青色申告者の申告
- 分離所得の申告（不動産譲渡、株式譲渡、先物取引等）
- 亡くなられた方の申告（準確定申告）
- 損失申告（株式の繰越損失等）
- 住宅借入金等特別控除の申告

公的年金収入がある

収入は公的年金収入のみですか？

- いいえ → 公的年金等にかかる雑所得以外の所得が２０万円を超えますか？
  - はい → **確定申告が必要です。** 税務署や市の申告相談会場で申告できます。
  - いいえ → **市・県民税の申告が必要な場合があります。**（上記）
- はい ↓

公的年金等の収入金額は４００万円以下ですか？

- いいえ → **確定申告が必要です。** 税務署や市の申告相談会場で申告できます。
- はい ↓

医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など追加する控除はありますか？

- はい → 申告の義務はありませんが、申告することにより、所得税の還付等を受けることができる場合があります。
- いいえ → **申告は不要です。**

※上記フローチャートは申告が必要かどうかの簡易な目安です。申告者の状況によっては、必ずしも当てはまらない場合があります。